

せたな町議会議員政治倫理条例

（目的）

第1条 この条例は、せたな町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員は政治倫理の向上に努め、議会が町民から信頼される公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、町民全体の代表者として、地方自治法の本旨の実現を使命とし、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員は、自他を問わず政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。

3 議員は、町民から次条に規定する働きかけがあった場合には、これを拒否しなければならない。

（町民の責務）

第3条 町民は、主権者として自らも町政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

（政治倫理基準）

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1） 町民全体の代表として法令を遵守し、その品位と名誉を損なうような一切の行為を行わないこと。
- （2） 職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を行わないこと。
- （3） 地位を利用して、いかなる金品等の授受を行わないこと。
- （4） 後援団体を含め政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある行為をしないこと。
- （5） 町及び町が関係する団体が締結する売買、賃借、請負その他契約に関し、特定の業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。
- （6） 町から委託又は補助を受けている団体等の長に就任したときは、その団体等を自己の利益のために利用しないこと。

- (7) 町職員（会計年度任用職員等を含む。以下に同じ。）の採用、昇任、異動その他の人事に不当に関与しないこと。
- (8) 町職員の公正な職務執行を妨げ、議員の権限又は地位による影響力を不正に、かつ、不当に行使するような働きかけをしないこと。
- (9) 何人に対しても、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）、嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求その他人権を侵害する行為をしないこと。
- (10) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のウェブサイトを始め、あらゆる手段による情報発信又は発言を行う場合（第三者をしてこれらをさせる場合を含む。）は、誹謗中傷の言動その他他人の名誉を毀損し、又は人格を損なわせる行為をしないこと。

（税等納税状況の報告）

第5条 議員は、町の出納閉鎖後、町に納付すべき税等の前年度分の納付状況を記載した納税等状況報告書を、議長に提出しなければならない。この場合において、議員個人が代表を務める法人についても同様とする。

2 前項に規定する納税等状況報告書の提出期限後に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条又は第113条の規定により行われた選挙において当選した者（当該選挙前に議員であった者を除く。）は、当該選挙の当選証書の交付を受けた日から30日以内に、前年度の納税等状況報告書を、議長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により提出された納税等状況報告書は、議員の任期が満了となる日の属する年度の末日まで保管しなければならない。

4 議長は、第1項又は第2項に規定する納税等状況報告書の提出を受けたときは、せたな町議会広報紙に掲載しなければならない。

（審査の請求）

第6条 議員、町民、町職員は、議員が前条の政治倫理基準に違反している疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、議員にあっては議員2名以上の連署をもって、町民にあっては被選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署、町職員にあっては副町長及び所属長の連署をもって、議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の審査を請求することができる。

（調査請求者の保護）

第7条 議長は、調査請求者が調査の請求をしたことにより不利益な取扱いを受けることがないように必要な措置を講じなければならない。

（審査会の設置等）

第8条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、せたな町議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、6名以内の委員をもって組織する。

3 委員は、議員のうちから議長が選任する。

4 審査の対象となる議員（以下「対象議員」という。）及び調査請求した議員は、審査会の委員となることができない。

5 審査会に委員長及び副委員長を置く。

6 審査会の委員長及び副委員長は、委員において互選する。

7 委員の任期は、当該事案の審査結果について議長へ報告を終了したときまでとする。

8 委員は、審査の過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

（審査会の審査）

第9条 審査会は、政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。

2 審査会の会議は、委員長が招集する。

3 審査会は、半数以上の委員の出席で成立する。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 審査会は、第一項の審査を行うため、対象議員その他の者に対し資料請求・事情聴取等必要な調査を行うことができる。

6 審査会は、審査請求代表者、その他関係者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

7 審査会は、対象議員からの申し出があったとき、弁明の機会を保障する。

8 審査会は、原則公開とするが、出席委員の過半数の同意により、非公開とすることができる。

9 審査会は、審査結果において対象議員への措置について議長へ進言をすることができる。

10 審査会は、審査の結果、政治倫理基準等に違反する行為がなかったと認められる対象議員について、その名誉を回復するために必要と認める処置を講ずるよう、議長に勧告することができる。

（対象議員の協力義務）

第10条 対象議員は、審査会の請求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又審査会に出席して説明をしなければならない。この場合においては、その

者にあらかじめ虚偽の発言をしない旨の宣誓を行わせなければならない。ただし、宣誓しないことについて正当な理由があるとき又は審査会が必要ないと認めるときは、その限りではない。

- 2 対象議員が審査会の調査に正当な理由なく協力しない場合は、審査会は直ちに議長に報告するものとし、議長はこの事実を速やかに公表する。

(審査会の審査結果)

第11条 審査会は、当該審査を求められた日から起算して、60日以内に審査結果を文書で議長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期限までに報告できない場合は、期限を延長することができる。

- 2 議長は、前項の規定による報告があったときは、全員協議会において報告するとともに、その審査結果を速やかに調査請求者及び対象議員に通知しなければならない。

- 3 議長は、審査会の報告を尊重し、対象議員がこの規定に違反したと認められる場合には、対象議員に対し、次の各号に掲げるいずれかの措置を講じなければならない。

- (1) 議会における謝罪等
- (2) 議会における役職辞任の勧告又は解職
- (3) 議会への出席停止
- (4) 辞職勧告
- (5) その他必要な措置

- 4 議長は、前項に規定する措置を講じたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

- (1) 対象議員の氏名
- (2) 審査請求の理由
- (3) 審査結果
- (4) 審査会の意見の内容
- (5) 措置の内容

- 5 前項に規定する公表の方法は、せたな町議会広報紙に掲載する方法により行う。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第12条 議員は、職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定により失職する場合を除き、町民全体の代表者等としての品位と名誉を守り、議会に対する町民の信頼を

回復するため、辞職手続きをとるものとする。

（議長職務の代行）

第13条 議長が審査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が審査の対象となったときは最も期数の多い年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。